

●所得段階別介護保険料

区分	対象者	負担率	保険料	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の方	0.455 (軽減後 0.285)	32,760 円 (20,520 円)	2,730 円 (1,710 円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額 80 万円超 120 万円以下の方	0.685 (軽減後 0.485)	49,320 円 (34,920 円)	4,110 円 (2,910 円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額 120 万円を超える方	0.69 (軽減後 0.685)	49,680 円 (49,320 円)	4,140 円 (4,110 円)
第4段階	本人は町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税の世帯員がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の方	0.9	64,800 円	5,400 円
第5段階	本人は町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税の世帯員がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額 80 万円を超える方	基準額	72,000 円	6,000 円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.2	86,400 円	7,200 円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.3	93,600 円	7,800 円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.5	108,000 円	9,000 円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.7	122,400 円	10,200 円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.9	136,800 円	11,400 円
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.1	151,200 円	12,600 円
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.3	165,600 円	13,800 円
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の方	2.4	172,800 円	14,400 円

※低所得者の保険料軽減強化に伴い、第1段階から第3段階の方の保険料が軽減されます。